

中国・四国ブロック災害時支援連絡会議運営要領

平成 9年2月 6日

平成20年7月18日改定

平成26年7月17日改定

1 目的

中国・四国ブロックの下水道事業災害時支援に関するルール第22に定める支援連絡会議の運営等について細部を定める。

2 支援連絡会議の業務

支援連絡会議は、次の業務を行う。

ア 中国・四国ブロックの幹事県及び第2順位幹事県の選出及び承認に関すること

(ブロック内の県の互選とし、支援連絡会議で承認を得るものとする。)

イ 下水道対策本部の組織、運営等に関すること

ウ 支援連絡会議構成員による平時の連絡調整に関すること

エ 災害時連絡網の整備等に関すること

オ 災害時支援資機材の整備・保管等に関すること

カ 下水道施設の防災等に係る周知事項に関すること

キ 災害時を想定した予行演習、訓練、研修等に関すること

ク その他

3 支援連絡会議の開催等

(1) 支援連絡会議は、毎年第2四半期に開催する定期会議と構成員からの要請に応じて開催する臨時会議とする。

ア 定期会議は、次の順番による各県の持ち回りとし、開催地県の下水道所管課長が召集する。

広島県→香川県→鳥取県→徳島県→島根県→愛媛県→岡山県→高知県→山口県

イ 臨時会議は、幹事課長が召集し、開催地等は次期定期会議の開催地県と協力の上、決定する。

(2) 支援連絡会議の運営

ア 会議の議長は、開催地県の下水道所管課長をもって充てる。

イ 議長は、連絡会議の会務を総理する。

ウ 議題等については、幹事課長及び第2幹事課長と事前に調整を行うものとする。

エ 支援連絡会議の事務局は開催地県下水道所管課とする。

オ 資料の作成、会議室の確保は、開催地県の責任において実施し、会議に係る経費は開催地県の負担とする。

カ 懇親会は、公式行事として行わない。

- 4 前各項に定めるもののほか，連絡会議の組織，運営等に関し必要な事項は連絡会議で協議の上，定める。